

第80回

定時株主総会招集ご通知

日時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

場所

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

当本社 2階ホール

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	13
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	18
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件	23
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	24

(添付書類)

事業報告	26
1. 企業集団の現況に関する事項	26
2. 株式に関する事項	34
3. 会社役員に関する事項	35
4. 会計監査人に関する事項	38
5. 会社の業務の適正を確保するための体制	39

連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46

貸借対照表	47
損益計算書	48

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	49
会計監査人の会計監査報告	50
監査役会の監査報告	51

* インターネットによる議決権行使のご案内	53
-----------------------	----

株主各位

〒617-8555
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

株式会社 村田製作所

代表取締役社長 村田 恒夫

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（4ページ～24ページ）をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号 当本社 2階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第80期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

[議決権行使についてのご案内]

1. 当日ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

2. 書面（議決権行使書）の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3. インターネット等による議決権行使

1) インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（53ページ）を必ずご確認ください。

2) 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

4. 議決権を複数回行使された場合のお取扱い

1) 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.murata.com/ja-jp/about/ir/meetings>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、需要環境の変化が激しく、技術革新のスピードが速い電子部品業界に属しております。環境の変化に機敏に対応し持続的な利益成長を達成するとともに、厳しい事業環境下においても経営の安定を維持するために、自己資本の充実に努めます。

当社は、株主の皆様への利益還元策としては、配当による成果の配分を優先的に考えております。長期的な企業価値の拡大と企業体質の強化を図りながら、1株当たり利益を増加させることにより配当の安定的な増加に努めることを基本方針とし、配当性向は中期的に30%程度の実現を目指します。

この方針に基づき、連結ベースでの業績と内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は1株につき110円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金100円を含めた当期の年間配当金は、前期に比べ30円増配の1株につき210円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金110円 総額23,287,294,800円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法といいます。）により、新たに「監査等委員会設置会社」が創設されました。

当社では従来から、監督機能及び業務執行機能の強化並びに経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりましたが、今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、次の変更を行うものであります。

- ① 会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
 - ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、社外取締役に限らず、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 窯業および化学製品の製造ならびに 売買 2. 電子および電気機器、同部品および 同材料の製造ならびに売買 (新設) <u>3.</u> <u>その他の機械、同部品および同材料 の製造ならびに売買</u> <u>4.</u> <u>～16.</u> (条文省略) <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 窯業および化学製品の製造ならびに 売買 2. 電子および電気機器、同部品および 同材料の製造ならびに売買 <u>3. 医療機器の製造販売、製造および販売</u> <u>4.</u> <u>その他の機械、同部品および同材料 の製造ならびに売買</u> <u>5.</u> <u>～17.</u> (現行どおり、号数を繰り下 げる。) <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>および取締役</u>のほか、 次の機関をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="288 170 692 198">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="240 240 317 267">(員数)</p> <p data-bbox="225 273 308 300">第19条</p> <p data-bbox="249 309 689 337">当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="240 447 371 474">(選任方法)</p> <p data-bbox="225 480 308 508">第20条</p> <p data-bbox="249 517 731 580">① 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="249 621 554 648">② (条文省略)</p> <p data-bbox="249 657 554 684">③ (条文省略)</p> <p data-bbox="240 724 317 751">(任期)</p> <p data-bbox="225 757 308 784">第21条</p> <p data-bbox="249 793 757 890">取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="452 931 529 958">(新設)</p> <p data-bbox="452 1070 529 1097">(新設)</p>	<p data-bbox="867 170 1271 198">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="819 240 896 267">(員数)</p> <p data-bbox="804 273 887 300">第19条</p> <p data-bbox="828 309 1336 406">当社の<u>監査等委員</u>でない取締役は15名以内、<u>監査等委員</u>である取締役は5名以内とする。</p> <p data-bbox="819 447 951 474">(選任方法)</p> <p data-bbox="804 480 887 508">第20条</p> <p data-bbox="828 517 1336 613">① 取締役は、<u>監査等委員</u>でない取締役と<u>監査等委員</u>である取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="828 621 1147 648">② (現行どおり)</p> <p data-bbox="828 657 1147 684">③ (現行どおり)</p> <p data-bbox="819 724 896 751">(任期)</p> <p data-bbox="804 757 887 784">第21条</p> <p data-bbox="828 793 1336 926">① <u>監査等委員</u>でない取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="828 934 1336 1067">② <u>監査等委員</u>である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="828 1075 1336 1238">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員</u>である取締役の補欠として選任された<u>監査等委員</u>である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員</u>である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第22条 当社は、取締役のなかから取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定する。 なお、必要があれば取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 ① 取締役社長は、代表取締役とする。 ② 前項のほか、取締役会の決議によって、前条の役付取締役のなかから、5名以内の代表取締役を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(招集手続) 第25条 ① 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役) 第22条 当社は、<u>監査等委員でない</u>取締役のなかから取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定する。 なお、必要があれば取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役) 第23条 ① 取締役社長は、代表取締役とする。 ② 前項のほか、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役のなかから、5名以内の代表取締役を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(招集手続) 第25条 ① 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会規定) 第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条</p> <p>① 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役への委任) 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規定) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条</p> <p>① 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="288 170 692 198">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="452 273 527 300">(新設)</p> <p data-bbox="452 447 527 474">(新設)</p> <p data-bbox="452 792 527 819">(新設)</p> <p data-bbox="238 969 329 996"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="223 1002 308 1029">第30条</p> <p data-bbox="247 1037 704 1064"><u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="238 1105 374 1132"><u>(選任方法)</u></p> <p data-bbox="223 1140 308 1167">第31条</p> <p data-bbox="247 1174 731 1235">① <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="247 1242 757 1377">② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p data-bbox="919 170 1217 198">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="813 238 1070 266"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="802 273 887 300">第31条</p> <p data-bbox="827 308 1336 368"><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="813 409 964 436"><u>(招集手続)</u></p> <p data-bbox="802 444 887 471">第32条</p> <p data-bbox="827 479 1336 613">① <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="827 621 1336 716">② <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p data-bbox="813 757 1070 784"><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p data-bbox="802 792 887 819">第33条</p> <p data-bbox="827 827 1336 923"><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p> <p data-bbox="1029 999 1105 1026">(削除)</p> <p data-bbox="1029 1140 1105 1167">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u> 第32条</p> <p>① <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条</p> <p><u>監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(招集手続)</u> 第34条</p> <p>① <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規定)</u> 第35条</p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第38条～第41条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>平成28年6月開催の第80回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（9名）は定款変更の効力が発生した時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	むら た つね お 村 田 恒 夫 (昭和26年8月13日)	昭和49年3月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役副社長 当社代表取締役(現任) 平成19年6月 当社取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社福井村田製作所 代表取締役社長 公益財団法人村田学術振興財団 理事長	1,539,000株
	<p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり国内・海外の事業部門や営業部門などの運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。平成19年から当社取締役社長として経営を担っており、引き続き経営手腕を発揮し、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ふじ た よし たか 藤田能孝 (昭和27年1月27日)	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社上席常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役副社長(現任) 当社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) Murata (China) Investment Co., Ltd. 理事長	2,000株
【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。平成20年から当社取締役副社長として経営を担っており、引き続き経営手腕を発揮し、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			
3	いの うえ とおる 井上亨 (昭和31年5月30日)	昭和55年4月 当社入社 平成20年3月 当社企画部 部長 平成21年7月 当社執行役員 当社経理・企画グループ 統括部長 平成25年7月 当社常務執行役員(現任) 当社コンポーネント事業本部 本部長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社出雲村田製作所 代表取締役社長 株式会社富山村田製作所 代表取締役社長	2,100株
【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり事業運営や企画、経理の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	なか じま のり お 中 島 規 巨 (昭和36年9月21日)	昭和60年4月 当社入社 平成18年7月 当社モジュール事業本部 通信モジュール商品事業部 事業部長 平成22年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社モジュール事業本部 本部長 平成25年6月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 平成27年7月 当社通信・センサ事業本部 本部長(現任) 当社エネルギー事業統括部 統括部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小松村田製作所 代表取締役社長 株式会社金沢村田製作所 代表取締役社長 株式会社岡山村田製作所 代表取締役社長	900株
	【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業運営の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。		
5	いわ つぼ ひろし 岩 坪 浩 (昭和37年8月11日)	昭和60年4月 当社入社 平成17年2月 当社企画部 部長 平成20年3月 当社デバイス事業本部 センサ事業部 事業部長 平成23年7月 当社執行役員 平成24年6月 当社営業本部 本部長 平成25年7月 当社上席執行役員 平成27年6月 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 平成27年7月 当社技術・事業開発本部 本部長(現任)	2,000株
	【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり技術開発や事業運営、企画、営業の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	たけむらよしと 竹村善人 (昭和32年1月23日)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 当社財務部 部長 平成21年7月 Murata (China) Investment Co., Ltd. 総裁 平成24年7月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役 (現任) 当社経理・財務・企画グループ 統括部長 (現任) 平成27年6月 当社上席執行役員 (現任)	400株
		<p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務、企画の業務や、米国、中華圏での事業経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	
7	いしの 石野 聡 (昭和35年6月5日)	昭和58年4月 当社入社 平成20年7月 当社技術・事業開発本部 事業企画部 部長 平成24年3月 当社技術・事業開発本部 新規事業推進統括部 統括部長 平成24年7月 当社執行役員 平成25年10月 当社新規商品事業部 事業部長 (現任) 当社事業インキュベーションセンター 長 (現任) 平成27年6月 当社取締役 (現任) 当社上席執行役員 (現任) 平成27年7月 当社ヘルスケア事業統括部 統括部長 (現任)	200株
		<p>【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたりモジュール事業や新規事業立ち上げの業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	しげ まつ たかし 重松 崇 (昭和24年11月3日)	昭和50年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社 平成16年6月 同社 常務役員 平成17年6月 富士通テン株式会社 社外取締役 平成21年6月 同社 代表取締役副社長 平成22年6月 同社 代表取締役社長 平成26年6月 同社 代表取締役会長(現任) 平成27年6月 当社取締役(社外取締役)(現任) バンドー化学株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 富士通テン株式会社 代表取締役会長 バンドー化学株式会社 社外取締役	—
【候補者とした理由】 経営者としての高い見識と、自動車業界での豊富な経験を当社の経営に活かし、独立した立場から引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。			

(注) 1. 監査等委員でない取締役候補者と当社との利害関係は次のとおりであります。

- (1) 村田恒夫氏は、当社が寄付を行っている公益財団法人村田学術振興財団の理事長に平成22年12月1日より就任しております。
 - (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 重松 崇氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性基準を満たしております。独立性基準につきましては、25ページをご参照ください。
- (1) 重松 崇氏が代表取締役会長を務める富士通テン株式会社と当社グループとの間には製品の販売・購入等の取引関係がありますが、取引の規模は、当社の当事業年度における連結売上高の1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
 - (2) 当社は重松 崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (3) 重松 崇氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、重松 崇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間で新たに取締役(業務執行取締役等である者を除く。)として、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	田中純一 (昭和32年1月2日) 【新任】	昭和54年4月 株式会社福井村田製作所入社 平成10年8月 Murata Electronics Singapore (Pte.) Ltd. ゼネラルマネージャー 平成20年2月 当社財務部 部長 平成25年6月 当社常勤監査役 (現任)	2,400株
	【候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり国内・海外で経理、財務の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しており、かつ、これまでの当社常勤監査役としての監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知識、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">とよだまさかず 豊田正和 (昭和24年6月28日) 【新任】</p>	<p>昭和48年4月 通商産業省入省 平成11年8月 通商政策局国際経済部長 平成15年8月 商務情報政策局長 平成18年7月 通商政策局長 平成19年7月 経済産業審議官 平成20年8月 内閣官房宇宙開発戦略本部 事務局長 経済産業省 顧問 平成20年11月 内閣官房参与(地球温暖化問題担当) 平成22年6月 当社監査役(社外監査役)(現任) 平成22年7月 財団法人(現 一般財団法人) 日本エネルギー経済研究所 理事長(現任) 平成23年6月 日東電工株式会社 社外監査役(現任) 平成27年3月 キヤノン電子株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人日本エネルギー経済研究所 理事長 日東電工株式会社 社外監査役 キヤノン電子株式会社 社外取締役</p>	—
<p>【候補者とした理由】 経済、国際貿易、エネルギーなどの行政分野における豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由に加え、当社社外監査役としての監査経験を有し、これまでも専門的見地から、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	うえ の ひろし 上野 宏 (昭和26年11月13日) 【新任】	昭和49年4月 大蔵省入省 昭和54年7月 山梨税務署長 平成3年5月 在連合王国日本国大使館参事官 平成6年8月 東京都企画審議室特命部長 平成9年7月 内閣官房内閣審議官(内閣内政審議室) 平成12年6月 福岡国税局長 平成13年7月 公正取引委員会事務総局官房審議官(国際担当) 平成15年7月 大阪国税局長 平成16年7月 国土交通省政策統括官 平成17年10月 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 理事 平成20年7月 一般社団法人信託協会 専務理事 平成26年7月 三井住友海上火災保険株式会社 顧問(現任) (重要な兼職の状況) 三井住友海上火災保険株式会社 顧問	—
【候補者とした理由】 税務・金融並びに独占禁止法の運用などの行政分野における豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としました。 また、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉原寛章氏、豊田正和氏及び上野 宏氏は社外取締役候補者であり、当社が定める独立性基準を満たしております。独立性基準につきましては、25ページをご参照ください。
- (1) 当社は吉原寛章氏及び豊田正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、上野 宏氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決されることを前提として、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 吉原寛章氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。豊田正和氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。

3. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約については次のとおりであります。
- (1) 当社は、吉原寛章氏及び豊田正和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で新たに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 - (2) 第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、田中純一氏及び上野 宏氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成19年6月28日開催の第71回定時株主総会において年額6億円以内とご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額7億円以内とさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役報酬に関する方針につきましては、25ページをご参照ください。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内とさせていただきたいと存じます。

監査等委員である取締役報酬に関する方針につきましては、25ページをご参照ください。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以 上

社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員の独立性を判断する基準の要旨は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社の現在の子会社又は過去3年以内に子会社であった会社において、業務執行者でないこと。
2. 当社の現在の主要株主又はその業務執行者でないこと。
3. 当社及び当社の現在の子会社において、現在の重要な取引先又は過去3年以内に重要な取引先であった会社等の業務執行者でないこと。
4. 当社及び当社の現在の子会社から、過去3年以内に年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者でないこと。
5. 当社及び当社の現在の子会社から、取締役又は監査役、執行役員を受け入れている会社又はその子会社、又は過去3年以内に受け入れていた会社又はその子会社の業務執行者でないこと。
6. 当社とコンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係がなく、又は過去に取引関係になかったこと。
7. 当社の監査法人の業務執行者でないこと。
8. 当社及び当社の現在の子会社において、取締役・監査役・執行役員の三親等以内の親族でないこと。
9. 当社の一般株主全体との間で上記(1)から(8)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

取締役の報酬に関する方針

当社の取締役報酬は、グローバルな競争力を有する電子機器及び部品メーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することができ、業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することのできる制度・水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等に関する事項についての決定プロセスは、客観性、透明性を高めると共にコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会での審議を経た答申について取締役会で決議することとしております。

なお、社内の監査等委員でない取締役に対する報酬については、月例報酬及び業績連動報酬(役員賞与)から構成されており、月例報酬は各取締役別の固定報酬とし、取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責の重さ、前期業績等を考慮した部分から成るものとしたします。業績連動報酬(役員賞与)の総額は、当社の業績に応じて決定し、各取締役への配分は、各々の業績貢献度を考慮し決定いたします。また、社外の監査等委員でない取締役に対する報酬については、月例報酬のみとしたします。

監査等委員である取締役に対する報酬については、月例報酬のみとし、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定いたします。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 主要な事業内容

当社グループは、主としてセラミックスを素材としてコンポーネント（コンデンサ・圧電製品など）、モジュール（通信モジュール・電源など）の電子部品並びにその関連製品を製造販売している電子部品メーカーで、無機・有機化学材料からセラミックス、電子部品に至るまで垂直統合型の技術開発と一貫生産を行っております。独自に開発、蓄積している材料開発、プロセス開発、商品設計、生産技術、それらをサポートするソフトウェアや分析・評価などの技術基盤で独創的な製品を創出し、AV機器、通信機器、コンピュータ及び関連機器、カーエレクトロニクス、家庭用電気機器等のさまざまな電子機器向けに販売しております。

2) 事業の経過及びその成果

①事業概況

当期の世界経済情勢は、米国が依然雇用・内需を中心に堅調さを維持していますが、資源価格の大幅下落と中国の景気減速懸念が世界経済鈍化を印象付ける動きとなっています。また、緩やかな回復を見せてきた欧州についても不透明感を増してきている状況にあります。

当社グループが属するエレクトロニクス市場は、スマートフォンの台数成長の伸び率が鈍化しつつも機器の高機能化による1台当たりの部品数が増加し、大きな伸びを見せた昨年を引き続き好調を維持しました。また自動車関連は安全確保や利便性向上に向けて電装品の搭載数が増加傾向にあり、台数増加に併せて電子部品需要の増加傾向が続きました。

このような市場環境のもと、当社グループは伸びる市場に注力し、当期の売上高は、円安効果（前期比10円20銭の円安）もあり、前期比16.0%増の1,210,841百万円となりました。

利益につきましては、生産能力の増強に伴う固定費の増加、製品価格の値下がりといった減益要因はありましたが、高付加価値の新製品の投入及び操業度益やコストダウン、円安効果により、営業利益は前期比28.4%増の275,406百万円、税引前当期純利益は同17.1%増の279,173百万円、当社株主に帰属する当期純利益は同21.5%増の203,776百万円と、大幅な増益となりました。

②製品別の売上高概況

当期の製品別の売上高を前期と比較した概況は、以下のとおりです。

(製品別の受注及び売上の状況)

製品等	期間	第80期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）			
		受注高	売上高		
		金額	金額	構成比	前期比
		百万円	百万円	%	%
コンデンサ		366,881	367,319	30.4	109.9
圧電製品		178,696	161,880	13.4	132.8
その他コンポーネント		229,021	230,967	19.2	103.6
コンポーネント計		774,598	760,166	63.0	111.9
通信モジュール		390,519	395,197	32.7	128.3
電源他モジュール		51,029	51,652	4.3	97.5
モジュール計		441,548	446,849	37.0	123.8
合計		1,216,146	1,207,015	100.0	116.1

<コンポーネント>

当期のコンポーネントの売上高は、前期に比べ11.9%増の760,166百万円となりました。

[コンデンサ]

この区分には、積層セラミックコンデンサなどが含まれます。

当期は、主力の積層セラミックコンデンサが、AV機器向け、コンピュータ関連機器向けで伸びが鈍化しているものの、スマートフォンの好調、並びに電装化の進展により需要が増加しているカーエレクトロニクスに支えられ、好調な伸びを示しました。

その結果、コンデンサの売上高は、前期に比べ9.9%増の367,319百万円となりました。

[圧電製品]

この区分には、表面波フィルタ、発振子、圧電センサ、セラミックフィルタなどが含まれます。

当期は、表面波フィルタが、中華圏を中心にマルチバンド対応のスマートフォンの普及が加速していることにより大きく伸長しました。また超音波センサが車載向けで増加したほか、アクチュエータがHDD向けで増加しました。

その結果、圧電製品の売上高は、前期に比べ32.8%増の161,880百万円となりました。

[その他コンポーネント]

この区分には、コイル、EMI除去フィルタ、コネクタ、センサ、サーミスタなどが含まれます。

当期は、コネクタ、東光製品がスマートフォン向けで大幅な伸びを示した一方、コイル、サーミスタで減少しました。

その結果、その他コンポーネントの売上高は、前期に比べ3.6%増の230,967百万円となりました。

<モジュール>

当期のモジュールの売上高は、前期に比べ23.8%増の446,849百万円となりました。

[通信モジュール]

この区分には、近距離無線通信モジュール、通信機器用モジュール、多層モジュール、多層デバイスなどが含まれます。

当期は、多層モジュール及び通信機器用モジュールが、スマートフォン向けを中心に大きく伸長しました。

その結果、通信モジュールの売上高は、前期に比べ28.3%増の395,197百万円となりました。

[電源他モジュール]

この区分には、電源などが含まれます。

当期は、電源が、カーオーディオ向けで減少し前期を下回りました。

その結果、電源他モジュールの売上高は、前期に比べ2.5%減の51,652百万円となりました。

3) 対処すべき課題

世界のエレクトロニクス市場は、電子機器の高機能化・多機能化による需要に加え、スマートフォンを中心とした民生エレクトロニクス市場の世界的拡がりにより数量増が見込まれます。また、電装化が進展している自動車市場も確実な伸びが見込まれます。次の重点市場となりうるアプリケーションとしてエネルギー、ヘルスケア・メディカル分野にも電子部品の需要が着実に広がっていくことが期待されます。

これらの市場に対して、当社グループは、マーケティング・販売体制の強化や生産能力の拡充を進め、小型・薄型、高機能かつ高品質な製品を同業他社に先駆けて投入すること、あるいは新たなビジネスモデルや顧客価値を創出することで、拡大する需要を確実に取り込んでまいります。平成28年5月1日に完全子会社化を行った東光株式会社とは、両社の有する経営資源を融合することにより事業シナジー効果を早期に最大化させ事業の更なる拡大に努めてまいります。

また、当社グループは市場の要求に基づく値下げに追随するために生産コストの引き下げに加えて、次期以降も継続して中国、タイ、マレーシア、フィリピンといった海外工場において生産の拡大をはかり、コスト削減や為替変動リスク軽減を実現して企業価値の向上に努めてまいります。

企業の社会的責任への取り組みにつきましては、当社グループは国内外での事業活動を「経済、環境、社会」の3側面からとらえ、それぞれの側面で企業としての責任を果たしていくための取り組みを進めております。

また、コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方・基本方針をまとめるとともに、その運用体制を整備するため、当期に新たに「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。さらにより迅速な意思決定を実現するとともに、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレートガバナンスの強化ならびに企業価値の向上を図るため、平成28年6月開催予定の定時株主総会で承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定としております。

コーポレートガバナンスを経営上の最も重要な課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営戦略の立案・実行、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

4) 設備投資の状況

当社グループは当期に、総額172,540百万円の設備投資を行いました。
 主な内容は、当社及び当社子会社における生産設備の増強・合理化等122,845百万円、土地及び建物取得14,681百万円、研究開発用設備の増強12,419百万円であります。
 なお、生産能力に著しい影響を及ぼす除却、売却等はありません。

5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	第 77 期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第 78 期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第 79 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第 80 期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比	
売 上 高	681,021	846,716	124.3	1,043,542	123.2	1,210,841	116.0	
税 引 前 当 期 純 利 益	59,534	132,336	222.3	238,400	180.1	279,173	117.1	
当社株主に帰属する 当 期 純 利 益	42,386	93,191	219.9	167,711	180.0	203,776	121.5	
総 資 産	1,087,144	1,243,687	114.4	1,431,303	115.1	1,517,784	106.0	
株 主 資 本	860,963	955,760	111.0	1,123,090	117.5	1,229,159	109.4	
1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益	円 銭 200 81	円 銭 440 63	—	円 銭 792 19	—	円 銭 962 55	—	
株 主 資 本 比 率	% 79.2	% 76.8	—	% 78.5	—	% 81.0	—	

- (注) 1. 当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、米国の「財務会計基準審議会 (FASB) 会計基準書 (ASC) 260 (1株当たり利益)」に基づき算出しております。
3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円、%)

項目	期間	第 77 期 (自 平成24年 4月 1日) (至 平成25年 3月 31日)		第 78 期 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月 31日)		第 79 期 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月 31日)		第 80 期 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月 31日)	
		金 額	金 額	前期比	金 額	前期比	金 額	前期比	
売 上 高		535,155	635,028	118.7	752,660	118.5	889,121	118.1	
経 常 利 益		31,195	57,892	185.6	120,840	208.7	95,732	79.2	
当 期 純 利 益		30,601	51,231	167.4	98,694	192.6	80,721	81.8	
総 資 産		616,263	714,395	115.9	855,498	119.8	840,658	98.3	
純 資 産		397,445	430,671	108.4	499,356	115.9	533,022	106.7	
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭	144 98	242 23	—	円 銭 466 18	—	円 銭 381 29	—	
自 己 資 本 比 率	%	64.5	60.3	—	% 58.4	—	% 63.4	—	

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6) 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況

①当社 (平成28年 3月 31日現在)

事 業 所 名	所 在 地
本 社	京 都 府 長 岡 京 市
東 京 支 社	東 京 都 渋 谷 区
八 日 市 事 業 所	滋 賀 県 東 近 江 市
野 洲 事 業 所	滋 賀 県 野 洲 市
横 浜 事 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
長 岡 事 業 所	京 都 府 長 岡 京 市

②子会社（平成28年3月31日現在）

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容	本 所 在 地
株式会社福井村田製作所	百万円 300	% 100	コンポーネントの製造	福 井 県 越 前 市
株式会社出雲村田製作所	430	100	コンポーネントの製造	島 根 県 出 雲 市
株式会社富山村田製作所	450	100	コンポーネント及びモジュール の製造	富 山 県 富 山 市
株式会社小松村田製作所	300	100	モジュールの製造	石 川 県 小 松 市
株式会社金沢村田製作所	480	100	コンポーネントの製造	石 川 県 白 山 市
株式会社岡山村田製作所	480	100	コンポーネント及びモジュール の製造	岡 山 県 瀬 戸 内 市
東 光 株 式 会 社	17,446	64.2	コンポーネントの製造及び販売	埼 玉 県 鶴 ヶ 島 市
Murata Electronics North America, Inc.	千US\$ 14,406	100	当社及び子会社の製品の販売	米 国
Murata Company Limited	千HK\$ 1,400,000	100	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Murata (China) Investment Co., Ltd.	千US\$ 120,000	100	中華圏でのマーケティング・エンジニアリ ング活動、中国販売会社の統括管理	中 国
Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	千US\$ 23,400	100(注)	当社及び子会社の製品の販売	中 国
Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.	千US\$ 192,000	100(注)	コンポーネントの製造	中 国
Murata Electronics Europe B. V.	千EURO 220,000	100	当社及び子会社の製品の販売	オ ラ ン ダ

(注) 間接所有を含む比率であります。

③企業結合の経過と成果

上に掲げた重要な子会社13社を含む連結子会社は101社であります。企業結合の成果につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

7) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	
当 期 末	前 期 末 比 増 減
人 54,674	人 2,880

(注) 使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（1,730人）は含めておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数		平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
当 期 末	前 期 末 比 増 減		
人 7,568	人 143	歳 40.0	年 14.8

(注) 使用人数は就業人員（子会社等への出向者を除き、子会社等からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者・パート・嘱託者（186人）は含めておりません。

8) 借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,400
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	4,400
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,200
そ の 他	1,786
計	11,786

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- 1) 発行可能株式総数 581,000,000株（単元株式数 100株）
- 2) 発行済株式の総数 225,263,592株（自己株式 13,560,912株を含む）
- 3) 株主数 55,589名
- 4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	15,526	7.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,082	5.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,361	3.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,801	3.2
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	6,710	3.2
株 式 会 社 京 都 銀 行	5,260	2.5
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,240	2.5
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	3,551	1.7
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	3,350	1.6
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 5 0 5 2 3 4	3,014	1.4

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（13,560千株）を除いて計算しております。

3. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

役名	地位及び担当	氏名	重要な兼	職の状況
取締役社長	代表取締役	村田恒夫	株式会社福井村田製作所 公益財団法人村田学術振興財団	取締役社長(代表取締役) 理事長
取締役副社長	代表取締役	藤田能孝	Murata (China) Investment Co., Ltd.	董 事 長
取 締 役	常務執行役員 コンポーネント事業本部長	井上 亨	株式会社出雲村田製作所 株式会社富山村田製作所	取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役)
取 締 役	常務執行役員 通信・センサ事業本部長 エネルギー事業統括部長	中島規巨	株式会社小松村田製作所 株式会社金沢村田製作所 株式会社岡山村田製作所	取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役) 取締役社長(代表取締役)
取 締 役	常務執行役員 技術・事業開発本部長	岩坪 浩		
取 締 役	上席執行役員 経理・財務・企画グルー プ統括部長	竹村善人	東光株式会社	取 締 役
取 締 役	上席執行役員 ヘルスケア事業統括部長 新規商品事業部長 事業インキュベーション センター長	石野 聡		
取 締 役		吉原寛章	株式会社日立製作所	社 外 取 締 役
取 締 役		重松 崇	富士通テン株式会社 バンドー化学株式会社	代 表 取 締 役 会 長 社 外 取 締 役
監 査 役	常勤監査役	田中純一		
監 査 役	常勤監査役	岩井 清		
監 査 役		豊田正和	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 日東電工株式会社 キヤノン電子株式会社	理 事 長 社 外 監 査 役 社 外 取 締 役
監 査 役		中西倭夫	甲南大学大学院社会科学部会計専門職専攻	専 任 教 授
監 査 役		西川和人	大日本住友製薬株式会社	社 外 監 査 役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、取締役 牧野孝次、棚橋康郎、監査役 吉野幸夫の各氏は、任期満了により退任いたしました。
 - (2) 平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会において、井上 亨、岩坪 浩、石野 聡、重松 崇の各氏が取締役に、岩井 清氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 吉原寛章、重松 崇の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。

3. 監査役 豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 田中純一氏は、当社で財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 中西倭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 吉原寛章、重松 崇、監査役 豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏が兼職している法人等と当社グループとの間に特別の関係はありません。
6. 当社は、取締役 吉原寛章、重松 崇、監査役 豊田正和、中西倭夫、西川和人の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社の執行役員は15名で、上掲の執行役員を兼務する取締役の他に10名の執行役員がおります。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。

3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
	人	百万円
取 締 役	11	392
監 査 役	6	73
合 計	17	465

- (注) 1. 上記の人数には、平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のうち、社外役員6名に対する報酬等の総額は、49百万円であります。
4. 株主総会決議に基づく報酬限度額(年額)は、取締役600百万円(平成19年6月定時株主総会決議)、監査役80百万円(平成10年6月定時株主総会決議)であります。ただし、執行役員を兼務する取締役の使用人分給与及び賞与相当額は含みません。また、業務上の必要性により転居しなければならない場合に限り、当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した上で、業務を執行する支社・事業所等へ通勤可能な社宅を提供するものとし、この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は200百万円(平成15年6月定時株主総会決議)であります。

4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	吉原 寛章	当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての高い見識から発言を行っております。
	重松 崇	平成27年6月26日就任後開催された取締役会10回のうち9回に出席し、必要に応じ、経営者としての高い見識と自動車業界での豊富な経験から発言を行っております。
社外監査役	豊田 正和	当期開催の取締役会12回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経済産業分野の専門家としての見地と豊富な経験から発言を行っております。
	中西 倭夫	当期開催の取締役会12回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、会計の専門家としての高い見識から発言を行っております。
	西川 和人	当期開催の取締役会12回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、税務・金融分野の専門家としての高い見識から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	会計監査人としての報酬等	百万円 155
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	204

(注) 1. 監査役会は、会計監査人、社内関係部門から報酬見積りの説明を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額について同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、Wuxi Murata Electronics Co., Ltd. 及びMurata Electronics Europe B.V. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することができないと判断したときは、株主総会に提出する当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。

【会社の業務の適正を確保するための体制】

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
 - ② 内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
 - ③ 企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等に関わる各種の委員会組織を設置するとともに、これら組織を統括する委員会組織を設置し、整合性の取れた当社グループのCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
 - ④ CSR活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、CSRに関わる委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
 - ⑤ 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底するとともに、制度の整備及び遂行を図ります。
 - ⑥ コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。
 - ⑦ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
 - ⑧ 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役及び監査役が適宜閲覧できるようにします。
 - ② 文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。
 - ③ 会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。
- ②リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議を行います。また、重要なリスクへの対応を評価し、当社グループの活動を推進します。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- ②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- ③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、IT（情報技術）を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
- ④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けることとします。
- ⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的あるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、ITを活用して構築します。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
- ②当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
- ③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
- ④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
- ⑤子会社の取締役、執行役員及び使用人は、本項②号乃至④号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
- ⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、相当数の専任の使用人を配置します。
 - ②監査役室の使用人は、取締役の指揮・命令を受けないこととします。また監査役室の使用人の人事に関する事項について、取締役は監査役と協議し、同意を得ることとします。
- 7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、経営執行会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
 - ②取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。
 - ③子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して報告します。
 - ④前各号のほか、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めがあるときは、随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
 - ⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととします。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役は監査役が重要会議に出席できる環境を整備します。
 - ②取締役及び使用人は監査役会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
 - ③取締役及び使用人は、監査役が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査役の求めに応じ、協力します。
 - ④監査役の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
 - ⑤取締役及び使用人は監査役と会計監査人との連携に際し、監査役の求めに応じ、協力します。
 - ⑥内部監査部門は監査役との連携に努めます。
 - ⑦代表取締役等は監査役と定期的に会合を持ち、情報交換に努めます。

【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
- ・「独立役員選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
- ・「コンプライアンス推進委員会」、「リスク管理委員会」、「環境委員会」、「温暖化防止委員会」、「社会・地域貢献委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「CSR統括委員会」を設置しています。また、CSR活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
- ・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
- ・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
- ・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けないよう制度化し、適切な対応に努めています。
- ・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
- ・各部門業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスを目的とし、リスクアプローチにより重点項目の整備状況と運用状況について継続的に各部門が自己評価を行うことに加え、内部監査部門において第三者評価を実施することとしており、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
- ・重要な決定事項等については、内部統制管理委員会の下部組織として設置している開示部会において、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。

3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告する体制を構築しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証する体制を構築しています。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・中期構想（3ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。また、社内へはイントラネットを使用して進捗状況を共有しています。年度方針は、取締役会で複数回の審議を経たうえで決議し、社内へ発表して共有しています。
- ・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
- ・経営執行会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し、改善につなげています。
- ・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化する仕組みを構築しています。
- ・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受ける体制が構築されているとともに、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び使用人に対し、定期報告書等を共有できる体制となっています。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・社是を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組み込み等の施策により共有に努めております。また、企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
- ・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行う体制をとっています。
- ・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
- ・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。
- ・上場子会社に対しては、上場会社としての自主性・独立性を尊重する一方、適宜適切に情報交換・連携しており、上場子会社の重要な意思決定に一定関与しています。

- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助する監査役室を設置しており、専任のスタッフが監査役の職務を補助しています。
 - ・監査役室のスタッフは、監査役から直接職務上の指示を受け、当該スタッフの任命、異動、その他人事評価に関しては、代表取締役は監査役と協議し、監査役の同意を得る体制となっています。
- 7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・経営執行会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、監査役が適時閲覧できるようにしています。また、経営執行会議、CSR統括委員会、内部統制管理委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査役が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査役にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査役から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。
 - ・当社の取締役、執行役員及び使用人、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査役に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはしていません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、監査役に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・前述のとおり監査役が経営執行会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
 - ・監査役会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査役の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
 - ・監査役の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担する体制となっています。
 - ・監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
 - ・代表取締役は、定期的に監査役との会合を持ち、監査役の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(1,517,784)	(負 債 の 部)	(273,805)
流 動 資 産	835,369	流 動 負 債	185,623
現金及び預金	150,627	短期借入金	6,446
短期投資	174,228	買掛金	56,380
有価証券	45,188	未払給与及び賞与	36,456
受取手形	399	未払税金	28,734
売掛金	194,549	未払費用及びその他の流動負債	57,607
貸倒引当金	△845		
たな卸資産	217,462	固 定 負 債	88,182
繰延税金資産	31,365	長期債務	3,301
前払費用及びその他の流動資産	22,396	退職給付引当金	71,884
		繰延税金負債	11,643
有形固定資産	455,862	その他の固定負債	1,354
土地	49,757		
建物及び構築物	350,279	(資 本 の 部)	(1,243,979)
機械装置及び工具器具備品	873,410	株 主 資 本	1,229,159
建設仮勘定	37,750	資本金	69,377
減価償却累計額	△855,334	資本剰余金	103,865
		利益剰余金	1,131,809
投資及びその他の資産	226,553	その他の包括損失累計額	△15,532
投資資産	100,131	有価証券未実現損益	2,945
無形資産	51,708	年金負債調整勘定	△23,587
のれん	53,738	為替換算調整勘定	5,110
繰延税金資産	11,258	自己株式(取得原価)	△60,360
その他の固定資産	9,718	非 支 配 持 分	14,820
合 計	1,517,784	合 計	1,517,784

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,210,841
営 業 費 用		
売 上 原 価	712,054	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	145,399	
研 究 開 発 費	77,982	935,435
営 業 利 益		275,406
その他の収益 (△費用)		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,430	
支 払 利 息	△138	
為 替 差 損	△2,127	
そ の 他 (純 額)	3,602	3,767
税 引 前 当 期 純 利 益		279,173
法 人 税 等		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73,495	
法 人 税 等 調 整 額	1,457	74,952
当 期 純 利 益		204,221
非 支 配 持 分 帰 属 利 益		445
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		203,776

(注) 当期より「非支配持分控除前当期純利益」を「当期純利益」と表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(840,658)	(負 債 の 部)	(307,635)
流 動 資 産	441,353	流 動 負 債	281,216
現金及び預金	128,779	買掛金	51,988
受取手形	70	短期借入金	90,606
売掛金	183,691	一年以内返済長期借入金	89,653
有価証券	44,003	未払金	17,737
商品及び製品	6,457	未払費用	16,339
原材料及び貯蔵品	14,039	未払法人税等	13,510
仕掛品	13,101	その他	1,380
未収金	35,796	固 定 負 債	26,419
繰延税金資産	7,305	長期借入金	2,060
その他	8,117	退職給付引当金	19,631
貸倒引当金	△8	その他	4,727
固 定 資 産	399,304	(純 資 産 の 部)	(533,022)
有 形 固 定 資 産	67,222	株 主 資 本	530,631
建物	24,717	資 本 金	69,376
構築物	2,912	資 本 剰 余 金	109,203
機械及び装置	14,804	資本準備金	107,666
車両運搬具	32	その他資本剰余金	1,536
工具、器具及び備品	4,752	利 益 剰 余 金	412,412
土地	17,462	利益準備金	7,899
建設仮勘定	2,540	その他利益剰余金	404,512
無 形 固 定 資 産	21,125	土地圧縮積立金	13
投資その他の資産	310,955	特別償却準備金	426
投資有価証券	93,783	買換資産圧縮積立金	50
関係会社株式	166,020	別途積立金	162,707
関係会社出資金	14,569	繰越利益剰余金	241,313
長期貸付金	17,848	自 己 株 式	△60,359
繰延税金資産	7,812	評価・換算差額等	2,391
その他	10,946	その他有価証券評価差額金	2,391
貸倒引当金	△25		
合 計	840,658	合 計	840,658

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		889,121
売 上 原 価		699,528
売 上 総 利 益		189,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		134,135
営 業 利 益		55,457
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	43,096	
そ の 他	2,587	45,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	361	
製 品 取 替 ・ 補 修 費 用	1,616	
そ の 他	3,431	5,408
経 常 利 益		95,732
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 改 定 益	2,215	2,215
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	7,458	7,458
税 引 前 当 期 純 利 益		90,489
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,184	
法 人 税 等 調 整 額	3,584	9,768
当 期 純 利 益		80,721

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤泰蔵	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃弘一郎	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社村田製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 村田製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤泰蔵	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃弘一郎	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社村田製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針・計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画等に従い、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、事業所、営業所及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、子会社取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社 村田製作所 監査役会

常 勤 監 査 役	田 中 純 一	ⓧ
常 勤 監 査 役	岩 井 清	ⓧ
監査役（社外監査役）	豊 田 正 和	ⓧ
監査役（社外監査役）	中 西 倭 夫	ⓧ
監査役（社外監査役）	西 川 和 人	ⓧ

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<QRコード>

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は平成28年6月28日（火曜日）午後5時であり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・議決権行使コードとパスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

以 上

株主総会会場 ご案内略図



交通機関

JR京都線「長岡京駅」下車
東口より 徒歩すぐ

阪急京都線「長岡天神駅」下車
東口より 徒歩約15分～20分

駐車スペースに限りがありますので、
公共交通機関をご利用ください。

